

徳島東部都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の決定（徳島市決定）（案）

都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 462 ha	準工業地域全域 10,000 m <sup>2</sup> を超える大規模集客施設を規制

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

広域的に都市構造やインフラに大きな影響を及ぼす大規模な集客施設の準工業地域における立地を規制し、都市機能がコンパクトに集積した都市構造とするため、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を都市計画で定めるもの。